

総務常任委員会

- 1 開 議 令和4年6月20日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室1
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第43号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	櫻井潤一郎	出席	
副委員長	菊地英樹	出席	
委員	伊賀純	出席	
	齋藤光浩	出席	
	君島孝明	出席	
	高崎和夫	出席	
当局	経営管理部長	益子 和弘	出席
	総務課長	君島 敬	出席
事務局	藤田一之	出席	

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

当局の出席者は、益子経営管理部長、君島総務課長。

◎議案第43号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第43号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第43号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市長の附属機関として
大田原市財政健全化検証委員会を設置するとともに、同委員会委員の報酬の額を定めるため、関係する
2つの条例を一括改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、総務課長、君島でございます。どうぞよろしくお願いたします。議
案第43号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

タブレット251ページを御覧ください。今回の改正につきましては、相馬憲一市長が目指すものとして掲
げた項目のうちの一つであります大田原市の財政健全化を具体化する手法の一つとして、委員会を設置す
るための2つの条例改正であります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、タブレット254ページを御覧ください。併せて253ペ
ージの議案書補助資料もご参照ください。大田原市附属機関設置条例の別表第1条関係は、附属機関の設
置及び担当事務を規定した一覧であります。附属機関の欄、「大田原市事業仕分け実施委員会」の項を「大
田原市財政健全化検証委員会」に改めるとともに、担当事務につきましても、「事業仕分けに関する審議
に関する事務」を「財政健全化に関する審議に関する事務」に改めるものであります。

タブレット255ページを御覧ください。大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関

する条例の別表第2条関係は、特別職の職員等の報酬を規定した一覧であります。職名の欄、「事業仕分け実施委員会委員、その内訳、弁護士及び大学教授等その他」を「財政健全化検証委員会委員」に改めるとともに、報酬の額の欄、「日額1万5,000円、日額1万2,000円」を「日額1万5,000円」に改めるものであります。

タブレット252ページの議案書改正条項に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） まず、根本的なことなのですが、財政健全化検証委員会というのがどういうものかというのが市長の一般質問の答弁とかでもよく分からなかったもので、その辺が知りたいところなのですけれども、私の理解だと、大田原市は財政健全化団体ではないと思います。ただ、県内のほかの市町と比べると確かに上中下でいくと中とか下とか、資料的に言うと中とか下ぐらいに分類されていますけれども、財政が厳しいという状態ではないと思うのですけれども、そういう状態でこの財政健全化検証委員会というのは何をするのかというのをもう一度教えていただきたいのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、お答えいたします。

一般質問の市長の答弁の中でもございましたが、市長が考える財政健全化というものは、収支の均衡が保たれていて、堅実な財政運営により適正な行政水準が確保されていること、また政策的な事業や緊急的な需要に対応できる弾力性を持つことでありまして、このことが持続可能な財政運営を実現できると考えているということでございます。

経常収支比率について、今後前年度を少しでも下回るように努めるということで、市長のほうからも答弁をいたしておりますが、こういった状況を実現するために財政健全化検証委員会の設置が必要であるという認識に至っております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 収支の均衡と弾力性というふうに伺いましたけれども、具体的にこの健全化の指標というのは何をもちえて健全になったとするのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 具体的な指標で申し上げますと、まずは一つは健全化法というものがございまして、現在大田原市は健全化法に基づいて算出しております健全化判断比率、こちらは国の示す基準以内で推移しておりますが、これを持続すること、また少しでも比率をよくすることが一つの指標になります。それから、毎年度の当初予算の編成におきまして、合併以降令和4年度まで、何らかの形で基金からの繰入れをいたしてきました。基金からの繰入れをするということは、歳入歳出において歳出が超過し

ているということで、補填的な考え方で基金を繰入れして予算をつくってきた次第でございますので、この委員会を通しまして無駄を省くというところから考えますと、一つの指標としましては、基金からの繰入れに頼らない歳入歳出予算の編成というものがございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地副委員長。

○副委員長（菊地英樹） すみません、委員会なのですけれども、今までの大田原市の事業仕分け実行委員会を財政健全化検証委員会に移行するということですか。事業仕分けがなくなるということですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 純粹に移行するという意味合いではないのですが、事業仕分け実施委員会は廃止いたしまして、財政健全化検証委員会を新規で設定するという形でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地副委員長。

○副委員長（菊地英樹） すみません、その場合に、委員会なのですけれども、事業仕分けは10人でやっていたかと思うのですが、その中にまた市民基本台帳に記録されている市民を4名ですか、一応応募している形で10名ということになっていますけれども、その財政健全化検証委員会に関しての委員の構成といたしますか、それを教えていただきたいのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

今のところ考えておりますのが、原則ですけれども、原則市外の方で、構成メンバーとしましては公認会計士、それから弁護士、大学の教授、その他必要に応じて識見を有する方というところで想定をしております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地副委員長。

○副委員長（菊地英樹） その際に、その委員会は公開の場で行われるのか行われぬのか聞きたいのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 財政健全化検証委員会につきましては、非公開で実施をしたいと考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 今回、今の答弁ですと、原則市外の方ということで、基本的に第三者調査委員会っぽく考えております、私は、そうなる。そういったところで、今まで健全化判断比率を見ても、ここ数年、早期健全化基準は下回っている状況ですよね。それで、その中で私たちが令和2年度の決算とかを審査して、当然監査委員の報告も受けております。そんな中で、その第三者調査委員会になぜ委ねるのか。そして、今までも健全化しながらやっていたと思うのです。今後も令和3年度は多分令和2年度よりよくなるのではないかとと思うのですが、そんな中でなぜ立ち上げなくてはならないのか。当然第三者調査委員会を立ち上げるには、その設置の趣旨とか目的とか対象事案とか調査の範囲、調査の予定期間等、可能な限り明確にされるべきということになっておりますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

今回、財政健全化検証委員会を立ち上げるに当たりまして、市長の公約の第三者委員会的なというお話がございましたが、今回事業を検証するに当たって、できるだけ利害関係のある方を、方というのか利害関係者につきまして、そういった方々をできるだけ入れない形での検証委員会が必要ではないかというところから、できるだけ原則として市外の有識者、今回は行財政に識見を有する方ということで、先ほどお話しさせていただきました公認会計士、あるいは弁護士、それから大学教授、その他識見のある方というところで構成をして諮ってまいりたいと考えております。

なお、この委員会につきましては、任期といたしましては2年を設定させていただきまして、その中で主に、今これからさらに絞り込みは必要なのですが、第1番目には市の単独補助金の執行に関して、実際に目的を達成したものもあるのではないかとこのところ、目的を達成したものに関しましては、できるだけ廃止できるように、廃止といえますか廃止というのですか、廃止できるような形で検証ができればと考えているところでありますが、ただしこの検証委員会の中で具体的に何を検討していくのか、検証していくのかというのは、これからさらに絞り込みをした上で会議のほうを諮ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 今回の答弁ですと、正直第三者が関わらなくても執行部なり、そして議会等で十分検証できる内容ではないかと思えます。それとともに、今後改めて絞り込みをするというのであれば、きちんと絞り込んだ上で、この項目についてやるのでこういう委員会を立ち上げますというべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

先ほど私のほうから答弁いたしました、市の単独補助金につきましては、実施するという決めでありますが、そのほかに付随してどこまで検証するかという細かな部分を今後早急にまとめた上で諮っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） そうすると、今回この市単独補助金のみについてやるということなのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

財政健全化検証委員会に諮る際にはもっとはっきりした形で、市単独補助金プラス、どこまでの事業をこの検証委員会でお諮りするののかというのを明確にした段階で開催してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員、4回目です。

○委員（君島孝明） すみません。先ほども冒頭に言いましたように、その目的、対象事案とかがはっきりした上でこの委員会を立ち上げて十分間に合うのではないかとこのところ、できれば目的、まだはっきり

していないみたいですから、この前の一般質問でもちょっとそんな答弁があったと思うのですが、それをはっきりさせてから立ち上げるべきだと思いますが、いかがですか。なぜそういうふうに今急がなくてはならないか。まだ内容がぼんやりした中での立ち上がりという感じがするので、だったらもうちょっとはっきりと、この項目でこれをやると。そのためにはこの委員会が必要だというのだったら分かるのですが、ぼやっとした中で立ち上げて、その中でこれから決めていくというのではちょっと分かりづらいと思うのです。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

市単独補助金につきましては、これは検証をしていただくというのはもう決定しておりますので、そこに何を追加するかというところで説明をさせてもらいたいと思っておりますので、決してぼやっとした形ではなくて、あくまでも市単独補助金を中心に、そこに何を付随できるかというところも今後早急に固めた上で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この検証委員会が立ち上がったときに、そのメンバーの方に1件ずつの意思形成過程情報というのですか、そういうのはどの辺まで、全部出されて、今までの情報というか、そういうのも全部出されて見てもらうというか、もし給食について調べるとしたら、随分昔からの案件があってということだと思うのですけれども、そういうのも全部見てもらって、年5回ぐらいというこの間答弁があったと思うのですけれども、それで大丈夫なのかなと思ったりもするところなのですけれども、どこまで情報を出していかれていくのかなという、そういうのをちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） お答えいたします。

例えば市の単独補助金であれば、この単独補助金を出すに至った経緯、それから年度年度の決算の情報、この辺はお出しするつもりでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） これは年5回ぐらいということで、一応の目安を来年の3月ぐらいまでに結果を出すというお話だったような気がするのです。12月末かな、というお話をされていたような気がするのだけれども、それで間に合うというか、いろいろな単独補助金もあるでしょうし、どうなのかしらという思いです。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 単独補助金につきましては、令和4年度の当初予算ベースで190を超える補助金がございますので、その中から幾つかを選ぶという形になります。

それから、予定では年5回終わらして、最終的に報告をいただいて、それに基づいて令和5年度の予算に反映できるかどうかというところまで持っていきたいのですが、委員会の進捗状況によっては、決して絶対令和5年度に反映しなければならないとは考えておりませんので、場合によっては次年度へ継続審

議ということもあり得ると考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） まず、今課長のほうから説明がありました委員の問題なのですけれども、弁護士、会計士、大学教授と、その他識見のある方という答えがあったかと思いますが、この識見のある方に関しては、今のところはその識見のある方がどういう方というのは、大体決まっているのですかどうなのですか、その辺は。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

今のところは決まっておりません。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今回のこの検証委員会のこの第43号の議案ですけれども、先ほど君島委員のほうからもありましたように、この検証の単独補助金というようなことで今ありましたけれども、この検証にかけるとか、あるいは今言われた識見のある方とか、この辺はまだやっぱり詰めがちょっとになっていないのではないのかなという感じはするのですけれども、その辺はどうなのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

先ほどの回答の中でもお答えしたとおりでございますが、項目につきましては、市単独補助金に関しましてはやらせていただきたい。ここはもう確定でございますので。それ以外の部分でどこまで詰めるかというのを今後早急には考えていきたいと思っております。ですから、委員言われるように、完璧にまだ詰まっていないのではないかなと言われれば、そういう形に聞こえるかもしれないのですが、今回の項目、今回の検証の中で一番大きな部分は、市単独補助金だと我々は理解しておりますので、そこを中心にやっていくということには変わりはありません。

また、先ほどお話がありました、その委員の選定の中で、公認会計士、それから弁護士、大学教授以外の識見のある者というところで、まだその部分、識見に関する部分に関して具体的に決定等しておりませんが、こちらに関しましても、できるだけ少数精鋭で委員会のほうを実施できるように早急には詰めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今回の予算の中で、交通費も宇都宮市からの交通費ということで取られておりますけれども、今の識見のある方がまだはっきりしていないというようなことで、分かりませんが、そういう中で言うと、交通費のかかる方、言うならば宇都宮市周辺の方ということになるのかどうかということとか、そんなふうにも見られますけれども、そういう中での識見のある方、あるいは有識者という者がほとんど外部で、全然大田原市に関係ないとか、そういう形の方に、我々からすると本当にそういう人でいいのかなという感じがあって、この識見のある方ということにも、名前が出てきて、出されてからでもいいのではないのかなという感じもするのですが、どうなのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

もっと具体的に明確になってからでも間に合うのではないかというご意見かと思えます。我々といたしましては、これも繰り返しになってしまいますが、財政健全化検証ということで、市単独補助金を中心として市の財政を少数精鋭、先ほど私のほうからお答えいたしました職種の方々に依頼して実施したいと考えておりますので、我々としましても一日も早くこの識見を有する方も含めて、メンバーのほうは特定して実施してまいりたいと考えております。何とぞご理解のほうをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員、4回目ですけれども、許可します。

○委員（高崎和夫） それから、実質この財政健全化ということが今回出されてきたわけですけれども、我々の令和2年度一つにしても、その財政健全化に対するいろんな報告を受けて、これらに対しては異議はないというか、賛成をしてきている立場であるわけです。そういう中でのこの監査の報告の中の財政健全化比率の資金不足比率等々についても、その審査の内容は適正であるというような報告書が上がっていてもいいわけですね。そこにこの健全化の話が出てきているということになると、我々にしてみるとこの健全化の内容が、今回のものがもう少し何かはつきり、ぼやんとしているのではなくてももう少しはつきりしてからでいいのではないのかなという感じが否めないところなのです。また、そういう中での栃木県市町村財政の状況という中を見ますと、健全化判断比率では早期健全化以上の市町村はないと県でも発表しているわけですね。そういう中での健全化の委員会を立ち上げるものが、もう少しはつきりしてからでもいいのではないのかなという感じがするのですが、どうなのですか。この今の報告書、県の判断、そして今のこの立ち上げるということに対してですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

様々な意見があろうかと思えます。時期尚早という意見、少なくともこの委員会の中では時期尚早なのではないかと。もっとはつきりした段階でも間に合うのではないかというご意見をいただいておりますが、私どもといたしましては、これ本当に繰り返しになって申し訳ございません。市単独補助金も含めて、それに付随するものを早急に何を検証するのかというのをはつきりと明確にした上で、やはり早い段階で委員会のほうを立ち上げて実施してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 3回目という、今日はまあ、はい、伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。私は1年目なので、本当に1期目なので、仕分け実施委員会というものがよく深いところまでというふうに思っているのですが、本当に基本的なことをお伺いすることになると思うけれども、この仕分け実施委員会からこの検証委員会に変わって、その本当に金額的に幾らぐらい、委員会を立ち上げてプラスになる、メリットとデメリットというのは、市の当局としてこれで十分だというお考えでずっときているのに、健全化の第三者を立ち上げてというメリットとデメリットというのはどのところにあるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

事業仕分けと今回の財政健全化検証委員会ということで、事業そのものを比較した場合には、明確にどこが違うのだという、なかなか白黒がつけられない部分もあるかと思います。その中で、今回検証委員会を立ち上げたメリット、デメリットというところでございますけれども、これはまだ結果は出ておりませんので、結果これがどうだった、こうだったというのは今の段階では言えませんけれども、少なくともこの事業仕分けと、それから検証委員会のほうでは、まず一つは委員の数を、先ほど菊地委員のほうからもお話ありましたが、10名という人数をさらに絞って、今回検証委員会のほうでは5名以内ということで考えておまして、よりその実効性を持った形、少数精鋭で検証のほうをお願いしたいと考えておまして、実際にそこで我々としては明確な結果が出せるように、委員さんのほうにも資料といいますかデータは十分に提供した上で十分に説明をして、こういった経過があるという説明をした上で、実際に結果が得られるように持ってまいりたいと考えております。ただ、ごめんなさい、今の段階でメリット、デメリットが何なのかといったときには、ちょっと明確にはお答えできません。申し訳ないです。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今回のこの財政健全化の中の経常収支比率が出てきているわけですが、市長からも答弁が出ておりますが、実質この経常収支比率の高止まりという中での改善ということになると、収入を増やすか支出を減らすか、当然これしかないと思うのです。その収入の増やし方の一つに、市長はふるさと納税というようなことを言うておりましたけれども、実質その大田原市の自主財源比率から見ますと決して高いところではない。この自主財源比率以外の寄附、ふるさと納税等を考えているということですが、あとは人件費、扶助費的なものをこれ以上、これ以上というかこれまでも相当そういう中では議会も理解をした中で経常経費等、扶助費等をしてきているわけですね。その中でこの高止まりというところであって、この改善というのはそう簡単なものではないというふうに思うのです。そういう中で今度は数値的な中での実質公債比率等は年々改善されてきているわけですよ。そういう中で我々も見ている数字の中では、今の財政の健全化の中のその経常収支比率だけの硬直化ということが前面に出てきていますけれども、その全体の中でいう実質公債比率等から見ていけば、かえって健全化になってきているというような数値だと思うのです。ですから、そういう中でのこの今回の検証委員会というものが、もう少し何か中がきちんと、今言われているように委員にしてもその内容にしても、何かちょっとまだぼやっとしているような感じに見えるのです。ですから、この中身をもう少し詰めてからでいいのではないのかなという感じはするのですが、その答えをいただきたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 少し遡ったところからお話をさせていただきたいと思うのですが、平成17年度の合併以降、普通交付税の増額とか合併関係の補助金が合併の財政支援という形で参りまして、ハード、ソフト両面から市民のサービスの維持向上を図ってまいりました。一方で、合併によるスケールメリット、これらを生かして整理合理化による削減というものも合併の求められているところでございました。合併後の財政需要に対応するための普通交付税の合併算定替えというものがあつたかと思うのですが、これは段階的な縮減期間も含めまして15年でございました。要するに、新市の大田原市用の普通交付税よりも旧黒羽町、旧湯津上村も含めた交付税を増額してあげるよという措置でございました。この15年間は合併後

の本来の財政規模に移行するための猶予期間であったと考えております。しかし、実際に合併のメリットで削減できましたのは、目立ったところでは職員が減ることによる職員人件費、これぐらい、あと少しの事業を統合した経費でございました。本来であれば各種事業の整理統合、施設やイベントの統合などするべきだったと思うのですが、なかなか合併後の忙しさもありまして、困難だという意識が先立ちまして、正直申し上げまして合併による歳出削減への積極的な取組を皆様にご提案することがなかなかできていなく、15年が経過したということでございます。この間も少子高齢化対策、それからその他の歳出経費は増加傾向で推移しております。その時々々の市民ニーズや社会情勢に合った事業などを実施いたしまして、効果的な歳出削減がないままの状況が続いております。その結果、合併による財政措置が終了いたしましたけれども、それに見合う削減がなされない状況であったため、合併後令和2年度、令和3年度まで手持ちの基金の取崩しによる財政運営というものを続けざるを得ない状況でございました。しかしながら、毎年度の決算に基づく健全化判断比率につきましては、一度も国の基準を超えたことはありません。しかし、基金を取り崩してきましたので、現実には基金が減少してきたのも事実でございます。令和2年度の当初予算では、皆様にもご心配をおかけしましたが、基金からの繰入れが不可能となる可能性があったこと、さらには今、高崎委員から出ました経常収支比率、これが高止まりであるということで財政の弾力性を失う可能性がありましたので、聖域のない財政改革を行ったところでございます。おかげさまで令和3年度の決算見込みでは、少し令和2年度よりもよくなる兆しも見えておりますし、令和2年度、令和3年度の大膽な歳出計画によりまして、職員の意識も大分変わってきているところでございますが、できればこの意識を続けていきたいという気持ち。それと、今回の健全化検証委員会の方には、事業効果であったり費用対効果でありましたり、社会情勢と照らし合わせ、適当なのかというところを客観的な目で見ていただきたいというところ。その結果をもちまして予算に反映したいということが大きな目的でございますが、その効果のほかにも、その報告内容を基にして職員がこれまでやってきた見直しにプラスアルファのスキルアップ、これも期待できるのではないかとという観点から、令和4年度6月で条例改正のほうを上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

君島委員。

○委員（君島孝明） 今、部長のお話を聞きまして、趣旨と思いはよく分かります。ただし、先ほどから委員の皆様からお話出ているように、まだちょっと時期尚早ではないかということで、もう少し具体的にになってからもう一度提出されたらいいのではないかと思いますので、意見を言わせていただきます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今、君島委員のほうから時期尚早ではないかというような意見がありましたけれども、今いろんな丁寧な説明はいただきましたけれども、何かやっぱりちょっと対応がまだぼんやりしているような感じで、もう少し中身を詰めた中でもう一度のほうは私もいいのではないかとというような感じがします。そんな意見にさせていただきたいと思っております。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 私はとてもいいのではないかという意見です。やはりこの市の中で今までずっとやってきたことのその評価であったり、そういうことをやっぱり内部で評価をするというのは、とてもなかなか見えないところがあるのではないかと思うし、本当に第三者の目というのは、とても私は必要なことであると思います。だから、部長からのお話がありましたように、これがいい時期できっかけでということだったら、それを参考にして、1つレベルアップした大田原市の財政アップということは、とてもいろいろな思いがあるかもしれないですが、やっぱり内部では分からない、気がつかないことというのは、私はあると思っているので、私は賛成の立場で意見を言わせていただきたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第43号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議ありとの声がございます。

異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第43号につきまして、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（櫻井潤一郎） 起立少数であります。

よって、議案第43号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を否決とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎） 以上で当委員会に付託されました案件につきましては、審査は終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時45分 散会